

○廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付要綱

令和3年3月31日

告示第79号

改正 令和4年3月31日告示第74号

令和4年9月27日告示第 号

(趣旨)

第1条 この要綱は、地球温暖化防止及び環境保全意識の向上を図るため、自ら所有する事業所に省エネルギー設備の導入等を行う者に対し、予算の範囲内において廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、廿日市市補助金等交付規則（平成5年規則第10号）に規定するもののほか、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項各号に掲げる中小企業者をいう。
- (2) 省エネルギー設備の導入等 エネルギー使用の合理化の促進、燃料転換等により、温室効果ガスの排出量の削減に寄与する設備の導入、改修工事及び運用改善をいう。
- (3) 市内事業者 廿日市市内に事業所（本店、支店、営業所、事務所その他いかなる名称であるかを問わず、事業を行うために必要な施設をいう。）を有して事業活動を行う者をいう。
- (4) 省エネルギー診断 診断実施機関が行う電力、燃料、熱等について総合的な省エネルギー行動をサポートする診断サービスをいう。
- (5) 診断実施機関 一般財団法人省エネルギーセンター及び国の補助を受けて当該法人と同等の省エネルギー診断を行うことができると市長が認めるものをいう。

(6) 国等補助金 国、地方公共団体（廿日市市を含む。）等が交付するこの要綱の規定による補助金以外の補助金をいう。

（補助対象事業）

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 廿日市市内の事業所において省エネルギー設備の導入等を行う事業で、事業実施による二酸化炭素排出量削減効果を定量的に把握できる等、廿日市市の地球温暖化対策に資すると認められる事業であること。
- (2) 第5条に定める補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）が20万円以上であること。
- (3) 補助金の交付決定後に着工し、又は着手するものであること。
- (4) 国等補助金の交付を受けていないこと、又は受ける予定がないこと。
- (5) 設備等の導入は、リース契約によるものでないこと。
- (6) 導入する設備等は、中古のものでないこと。
- (7) 省エネルギー設備の導入等を行う物件は、販売を目的とするものでないこと。
- (8) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める要件

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者は、次の各号のいずれかに該当する市内事業者とする。

- (1) 中小企業者
- (2) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (3) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が適当と認める市内事業者

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象としない。

- (1) 市税（延滞金を含む。）の滞納がある者

- (2) 同一年度において、補助金の交付決定を既に受けている者
- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団関係事業者（暴力団員が実質的に経営を支配する事業者その他同条第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する事業者をいう。）
- (4) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第1項に定める風俗営業を営む者
- (5) 第15条の規定により本補助金の交付決定を取り消されたことがある者（第9条の規定による補助対象事業の中止の承認を受けた者を除く。）
- (6) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当でないと認める者
（補助対象経費）

第5条 補助対象経費は、補助事業の実施に係る別表1に掲げる経費とする。

2 補助対象経費の中に補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）の自社製品、自社施工に係る調達分、又は関連事業者からの調達分（施工を含む。）がある場合は、補助金交付の目的に鑑み、利益等排除を行った経費を補助対象経費とするものとする。

3 前項の場合において、申請者は、利益等排除を行った経費の算定の根拠となる資料を提出しなければならない。

（補助金の額）

第6条 補助金の額は、予算の範囲内において、別表2に定めるとおりとする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第7条 申請者は、補助事業に着手する前に、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付申請書（別記様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書（別記様式第2号）

- (2) 収支予算書（別記様式第3号）
- (3) 省エネルギー診断報告書の写し
- (4) 補助対象事業に係る2者以上の見積書の写し
- (5) 導入する設備等の仕様を確認することができる書類
- (6) 省エネルギー設備の導入等を行う物件の概略図
- (7) 省エネルギー設備の導入等を行う物件の現況写真
- (8) 市税等（その延滞金を含む。）の滞納がないことを証明する書類（申請書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限る。）
- (9) 法人の場合は、当該法人の登記事項証明書（申請書を提出する日から3か月以内に発行されたものに限る。）
- (10) 個人の場合は、個人事業の開業・廃業等届出書の控えの写し
- (11) 省エネルギー設備の導入等を行う物件が、申請者以外の者が所有し、又は申請者以外の者と共有するものであるときは、その所有者又は共有者全員の承諾書
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 前項の規定にかかわらず、市長は、前項各号に掲げる書類のうち他の方法によりその内容を確認できると認めるときは、その添付を省略させることができる。

（市内事業者への発注）

第8条 補助事業に係る工事の発注、物品及び役務の調達等（以下「工事の発注等」という。）に関し、市内事業者の受注の機会の増大を図るため、申請者が、補助事業に係る工事の発注等を行う場合において、少なくとも1者は市内事業者から見積書を徴収するよう努めるものとする。

（補助金の交付決定）

第9条 市長は、前条の規定による申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付及び額の決定を行い、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の補助金の交付の決定を行う場合において、補助金の交付の目的を達成するため必要な条件を付することができる。

3 市長は、補助金を交付しないことを決定したときは、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金不交付決定通知書（別記様式第5号）により申請者に通知するものとする。

（補助事業の変更又は中止の申請）

第10条 前条第1項の規定により補助金の交付の決定を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、第7条に規定する申請書及び添付書類の内容を変更しようとするとき又は事業を中止しようとするときは、あらかじめ廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金事業変更・中止承認申請書（別記様式第6号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請を承認したときは、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金事業変更・中止承認通知書（別記様式第7号）により補助事業者に通知するものとする。

（補助事業の着手）

第11条 補助事業の着手は、補助金の交付の決定後に行わなければならない。

（実績報告）

第12条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、当該事業完了日の翌日から起算して30日を経過した日又は当該補助金の交付決定のあった日の属する会計年度の2月末日のいずれか早い日までに、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金実績報告書（別記様式第8号）に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 事業実績書（別記様式第9号）
- (2) 収支決算書（別記様式第10号）
- (3) 補助対象経費に係る契約書の写し
- (4) 補助対象経費の支払に係る領収書の写し
- (5) しゅん工図面

(6) 完成写真

(7) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、補助事業者が前項の実績報告書をやむを得ない理由により期限までに提出できないと認めた場合は、提出期限を猶予することができる。

(補助金の額の確定)

第13条 市長は、前条の実績報告書の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る内容が補助金の交付決定の内容及びこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金確定通知書（別記様式第11号）により当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付請求)

第14条 補助事業者は、補助金の額の確定の通知がされたときは、速やかに廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付請求書（別記様式第12号）を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付)

第15条 市長は、前条の請求書が提出されたときは、補助事業者に対し、速やかに補助金を交付するものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第16条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 虚偽又は不正の事実に基づいて補助金の交付を受けたとき。

(2) 補助金の交付の条件に違反したとき。

(3) 前各号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるとき。

2 市長は、前項の規定により補助金の交付決定の全部又は一部を取り消したときは、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付決定（一部）取消通知書（別記様式第13号）により、補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の返還)

第17条 市長は、前条の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金返還命令書（別記様式第14号）により、補助事業者はその全部又は一部の返還を命ずるものとする。

2 前項の規定による返還命令を受けた者は、命令を受けた日から30日以内に補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(報告、調査等)

第18条 市長は、補助金に係る予算の執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業者に対して報告を求め、当該補助金の交付に係る書類を調査し、又は現地調査を行うことができる。

(書類の整備)

第19条 補助事業者は、補助事業に係る収入、支出についての証拠書類を整理し、保管しておかななければならない。

2 前項に規定する証拠書類は、当該補助事業の完了の日から起算して減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する期間（以下「処分制限期間」という。）を経過した日の属する会計年度の末日まで保管しなければならない。

(財産処分の制限)

第20条 補助事業者は、補助対象事業により取得し、又は効用を増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、市長の承認を受けないうで補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。ただし、当該取得財産等が、処分制限期間を経過したときは、この限りではない。

2 補助事業者は、前項に規定する承認を受けようとするときは、あらかじめ廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金財産処分承認申請書（別記様式第15号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(財産処分の承認)

第21条 市長は、前条第2項の規定による申請を承認したときは、廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金財産処分承認通知書(様式第16号)により補助事業者に通知するものとする。

2 前条第1項に規定する承認を受けた補助事業者は、当該承認に係る取得財産等を処分したときは、速やかに処分した事実を確認できる書類の写しを市長に提出しなければならない。

(協力の要請)

第22条 市長は、補助事業者に対し、必要に応じて協力を求めることができる。

(雑則)

第23条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関して必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この告示は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和4年3月31日告示第74号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和4年9月27日告示第 号)

1 この告示は、令和4年9月27日から施行する。

2 改正後の廿日市市事業所用省エネルギー設備導入促進補助金交付要綱の規定は、この要綱の施行の日以後の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。

別表1(第5条関係)

区分	補助対象経費の内訳
設計費	補助対象事業の実施に必要な設計に要する経費
本工事費	補助対象事業の実施に必要な工事に要する経費
附帯工事費	(基礎工事、据付工事、配線・配管工事、運搬費、撤去処分費等)

設備費	補助対象事業の実施に必要な機械装置・建築材料等の購入、製造、改修等に要する費用
試験費	試験調整等に要する経費

備考 この表に掲げる経費であっても次に掲げるものは、補助対象経費としない。

- (1) 過剰と見なされるもの、将来用、兼用及び予備用のもの並びに補助対象事業以外において使用することを目的としたものに係る経費並びに新設又は拡張に要する経費
- (2) 公租公課（消費税等）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料等
- (3) 通信費、水道光熱費及び旅費
- (4) 土地又は建物の取得、賃貸、管理等に要する費用
- (5) 補助対象事業と直接関係のない工事に要した費用

別表2（第6条関係）

補助対象経費の区分	補助金の額	上限額	下限額
100万円超	補助対象経費の2/3以内	6,000,000円	666,000円
100万円以下	補助対象経費の1/2以内	500,000円	100,000円